

せいかつSOS

失業して生活が苦しい。

★ 雇用保険（失業手当）の給付は受けましたか。

- 次の条件をすべて満たす方は手当をもらえる可能性があります。

- * 雇っていた会社が雇用保険に入っていた。
- * 本人が雇用保険に入っていた。
- * 失業した日の前1年間に通算して6ヶ月以上働いていた。
- * 失業した日の翌日から1年たっていない。

- 申込、問い合わせ先（都筑区在住の方）

港北職業安定所

港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎内

電話 474-1221

